

奥州市上下水道事業告示 第 2 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により指定した奥州市水道事業及び下水道事業の業務に係る収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関について次のとおり指定を取り消したので、地方公営企業法施行令第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

奥州市長 小 沢 昌 記

- 1 指定を取り消した奥州市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関の名称
株式会社みずほ銀行
- 2 指定取消年月日
令和 4 年 10 月 1 日